

## 社団法人京都府看護協会総会における書面表決・表決権委任に関する規程

第1条 総会における書面表決及び表決権の委任に関する事務処理については、定款及び細則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 理事会は、次の各号に規定する議案については、細則第26条第1項により書面表決を適用するよう審議するものとする。

- (1) 定款に4分の3以上又は3分の2以上の議決を要すると規定されている事項
- (2) 正会員及び特別会員総数の10分の1以上から書面表決を適用するよう請求のあった事項
- (3) 前各号に定める場合のほか、理事会において全会員の意見を徴する必要があると認められる事項

第3条 理事会において書面表決を適用すると議決された事項については、定款第24条第3項の総会招集通知に「総会参考資料」（様式第1号）及び「書面表決書」（様式第2号）を添付しなければならない。

2 前項の場合における総会招集通知の配布は、施設会員については施設へ一括して、個人会員については個人宛郵送して行うものとする。

3 「書面表決書」により議決権を行使する会員は、当該書面（はがき）に賛否を記入後、シールを貼り、施設会員については各施設で取りまとめ事務局へ送付し、個人会員については、各会員が投函するものとする。

4 前項の「書面表決書」は総会開催日の7日前までに会長に提出しなければならない。

第4条 「書面表決書」の提出を受けた会長は、賛否の集計を行い、総会当日議長に集計の結果を通知するものとする。ただし、この結果は公表してはならない。

第5条 議長は、「書面表決」により行使した表決権の数は、出席した会員の表決権の数に算入するものとする。

第6条 書面表決を適用する議案を審議する総会においては、原則として、書面表決を適用しない議案についても「書面表決書」の委任欄により表決権を委任するものとする。

第7条 書面表決を適用する議案を審議する総会以外の総会において、やむを得ず欠席する場合には、従前同様の方法により、別に定める「委任状」（様式第3号）を、総会開催日の7日前までに会長に提出しなければならない。

### 附 則

この規程は、平成19年11月16日から施行する。

第1号様式

平成 年度総会参考資料	
議案及び参考事項	
第1号議案	平成 年度 の件 (提案内容が判断できる程度の簡明な説明を記載すること。)
第2号議案	平成 年度 の件

第2号様式

書面表決書													
平成 年 月 日													
社団法人京都府看護協会会長 様													
施設名													
会員番号													
氏名 印													
私は、平成 年 月 日開催の平成 年度社団法人京都府看護協会総会に出席出来ませんので、次のとおり議決権を行使します。													
書面表決													
<table border="1"><thead><tr><th>議案番号</th><th>賛</th><th>否</th></tr></thead><tbody><tr><td>第 号議案</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第 号議案</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第 号議案</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	議案番号	賛	否	第 号議案			第 号議案			第 号議案			(注) 1 各議案について「賛」「否」のいずれかに○印で表示してください。 2 「賛」「否」の両方に○印がある場合又は両方に○印がない場合にはその議案について賛成として取扱います。
議案番号	賛	否											
第 号議案													
第 号議案													
第 号議案													
【委任欄】													
書面表決を適用しない議案に係る議決権の委任													
書面表決を適用しない議案の総会における議決について、一切の権限を（代理人）に一任いたします。													

【施行注意】 この様式は、「はがき」に印刷し、「記載面保護シール」を準備すること。

第3号様式

委 任 状

平成 年 月 日

社団法人 京都府看護協会  
会長 様

施設名

会員番号

氏 名

印

私は、平成 年 月 日開催の平成 年度社団法人京都府看護協会総会における議決について、一切の権限を（代理人）に一任いたします。

（注） 代理人が空欄の場合は、会長に代理人の選任を一任したものと扱います。